

## 令和5年度 関市廃棄物減量等推進審議会議事録(要旨議事録)

開催日時	令和5年7月6日(木) 13時30分～15時00分
会場	関市市役所6階6-6、6-7会議室
出席委員	計15名(うち委任状出席4名 山村 智司、坂井 一弘、長屋 綾将、上村 勝幸)
欠席委員	計1名(服部 登世子) (敬称略・順不同)
事務局	津谷 典男(市民環境部長)、後藤 英矢(環境課長)、安田 学史、長野 哲郎、黒柳 遥風
傍聴者数	0名
議題	(1) 令和5年度関市一般廃棄物処理実施計画について (2) 第2次関市一般廃棄物処理基本計画の点検・評価について

### 議事要旨

	開会
	市民憲章唱和
事務局	資格審査 審議会委員数16名に対し出席委員11名、委任状提出4名。委員の過半数の出席となり規則第2条第5項の規定により、会議が成立を報告
	諮問 市民環境部長より市長からの諮問書を会長へ提出  諮問書 関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第2項の規定に基づき、次のことについて、ご意見を賜りたく諮問します。 (1) 令和5年度関市一般廃棄物処理実施計画について (2) 第2次関市一般廃棄物処理基本計画の点検・評価について
挨拶	市民環境部長挨拶
事務局	それではこれより会議の進行を会長にお願いしたいと思っております。 よろしく申し上げます。
会長	それでは審議を始めたいと思っております。皆様のご協力をもって進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。 さっそくですが、議題に入りたいと思っております。 なお今回の諮問は意見をほしいというものでしたので、決議はありません。皆様のご意見をいただければと思っております。 それでは、まず1件目、令和4年度関市一般廃棄物処理実施計画について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議題(1)について説明。(資料1)
会長	議題(1)について質疑、意見を求める。
委員	昨年度も伺ったかもしれませんが、産業廃棄物には優良事業者とそうでない事業者と区分がありますが、一般廃棄物にはそういった制度は設けられないのか、また、産

	<p>廃の場合、愛知県などが現地調査を強化されていますが、関市の動きとしてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。一般廃棄物については、優良と一般のようなランクはありません。基本的には一般廃棄物は市が収集運搬処分をするもので、市ができない部分のみ許可業者にやってもらうという仕組みで、選択の幅がありません。許可を与える際に、審査するという形ですので、ランクをつけるということは考えていません。</p>
委員	<p>では、契約する際に業者さんを調査しているのですね。</p>
事務局	<p>そうですね、許可をする時に審査するという形です。あくまでも一般廃棄物の処理は、本来、市が収集運搬処分をするべきもので、産業廃棄物はそれぞれの業者の責任で処理するという違いがあります。</p>
委員	<p>ちゃんと適切にできる業者を選ばれているということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p> <p>補足ですが、最高裁判所の判例もあるのですが、一般廃棄物処理業については競争にそぐわない事業で、安定して事業を続けたいといけないものなので、市のできない範囲、その部分だけに許可を出します。『市ができないこの部分は、この業者さんに』という許可で、競争自体が起こりませんので、優良というような区分もないということになります。</p>
委員	<p>それでは枠が決まっていて、それを辞退しない限り、新しい業者は入ってこないのですか</p>
事務局	<p>そうです。基本的には市が行うべき業務で、どうしてもできない部分について、業者をお願いするという形になるので、選定という言い方が悪いですが、その際に選んでいる形になります。</p>
委員	<p>業者から、クレームや要望はないですか。うちを選んでくれというような。</p>
事務局	<p>クレームというようなものはないですが、時々新たに参入したいという声はあります。しかし、先ほども言いましたが、市の余力がない部分だけということで、今以上には許可は与えられないと説明しています。</p>
委員	<p>その業者はそれなりのキャパがあるところを選んでおられるということですね。現地調査とかはされていますか。</p>
事務局	<p>現地調査というか、業者の方と打ち合わせなどは行い、聞き取りなどを行っています。</p>
委員	<p>産廃の事業所で現地調査が強化された背景は、100しか処理できない処理業者がビジネスで200、300とヤードに積み上げてしまうことがあって、周辺に影響がないよう排出事業者が契約する業者をしっかりと調査しなくてはいけない、ルールを守らない処理業者と契約すれば排出事業者がアウトになるというしくみになった。処理業者がキャパオーバーでないか、適切な運用がされてるかといったところの、管理、測定が求められているので、一般廃棄物についても、同じようなことが必要じゃないかということなのですが。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。先ほどの説明でも少し触れましたが、廃棄物処理業者で中間処理業者、先ほどの資料でいうと処分業の業者には、中濃県事務所の方と定期的に立入り検査を行っております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p>

委員	休日はすべて収集をしているのでしょうか
事務局	すべてではないです。先ほどの説明でもありましたが、一週間まるまる回収しないということが無いよう、どちらかは収集できるようにしています。基本的に一回だけ休みという場合は回収していませんが、不公平がないよう調整しています。
委員	他の市町村も同じようにやっているのでしょうか。
事務局	他市町村の状況はそれぞれの事情でやっていらっしゃると思いますが、把握していません。今のところ、祝日すべて集めてほしいというような要望はありません。
委員	休日に回収すると余計に費用がかかるということでしょうか
事務局	休日に回収するとなると、職員が余分に働かなきゃいけないのでその分費用がかかりますね。
委員	市民目線でいえば、集めたほうがいいに決まっているので、費用対効果など検討していただいて、計画に反映してもらえるようにすると思う。
事務局	わかりました。
会長	収集日は年間のスケジュールでカレンダーに全部指定されていて、住民の方はそれを見ながらごみを出すという習慣がついていると思いますので、あまりクレームは出てこないように思います。一市民としての意見ですけど。
委員	(市役所が2回続けて休業日になるのは)年末年始ぐらいですか、お盆は関係なかったですか。
事務局	お盆は休業日扱いではなく、年末年始と、ゴールデンウィークに続けて休みになることがあります。
委員	市民目線、主婦目線から言いますと、昨年までと今回の計画は大きく違わないとおもいますが、今までお盆でも年末年始でも一日は出せる日が入っているので、特別困ったといったことはありません。
事務局	ありがとうございます。
会長	そういった問題があれば苦情がたくさん来るとと思いますので、しっかり対応して頂ければと思います。 他にはよろしいですか。
委員	市民の方から相談を受けたのですが、親御さんがなくなって、別の地域に住んでいるお子さんが、その家の片づけをして、市の指定袋に入れて、親御さんの家のそばのこれまで出していたステーションに出そうとしたら、部外者は捨ててもらってはこまると周りの方に言われた。市の方針ではステーションに指定された日に出してくればよいということだと思のですが、市に問い合わせをしたら、自治会長の許可がないとダメだと言われたのだけれど、それはどうゆうことなのかなと思いました。 地域の方が今まで住んでいて、自治会にも入っていて、亡くなったあとで、処分をしようと思って、出そうと思ったら断られるのはどうかと思います。 たくさんあったので、何回かに分けて出していたら、近くの人がダメだということで出せなかった。軽トラックもなく、乗用車で行くのも大変だし、清掃センターへ持ち込むと別途料金が必要であるというのもちょっとどうかと思う。 ステーションにあるものは市としてはすべて収集し、処分するのでしようけど、自治会長の許可がないとダメだという話では、ステーションに出せない方が実際にはあ

	<p>ります。自治会の役員は毎年変わられるし、空き家もどんどん増えていくでしょうし、高齢者の方でそういったケースも増えてくると思います。そういう人たちが困らないように、自治会長の許可をもらわなくてもだせるようなことを、市から言ってもらえれば、出すのに困っている人も市の許可があるので出せると言いやすいので、出させてくださいとお願いをして嫌な思いをする方が出ないように、何か良い方法があったら考えていただきたい。</p>
事務局	<p>今の自治会長の許可ということについて、説明させていただきたいのですが、今の制度では、ステーションの管理は自治会の方でやっていただいています。おそらくその時に言われたのは、もともと住んでいた方は清掃当番なども入っておられたと思うのですが、注意した方がどこまで事情を把握していたかはわかりませんが、掃除などをしていない方が勝手に捨てられては困るよということと言われたのではないかと思います。</p> <p>あと、その時に出されたごみの量のことですが、ステーションに一度にたくさん出されると他の方が捨てられず困りますので、実施計画にも書いてありますが、一時多量ごみについては、基本的にステーションに出さずに、直接搬入するか、業者に頼んでいただくことになっています。そのあたりどうだったのかというところが疑問になります。</p> <p>今、おっしゃられた中にはごもっともな点もありますので、自治会の方へ何か配慮できないか話ができないか検討していきたいと思っておりますのでお願いいたします。</p> <p>補足ですが、自治会長の手引きというものが、市民協働課から自治会長さんに配布されていて、市の方から自治会長さんへお願いすることが書かれているのですが、その中に、ステーションの管理は自治会でお願いしますとしています。また、自治会員以外の方でも、掃除当番を受け持つとか補修に必要な管理費を払うとか、条件を付けてステーションが使えるようなルール作りを、令和2年度頃から依頼しています。各自治会にもいろいろ都合があるのでそこまで強く言えませんが、お願いはしております。</p>
会長	<p>多分、一度に出す量が多かったんだと思いますよ。それで断られたということならわかります。うちの自治会のほうだと各地区に任せていますが、住所があるが自治会に入っていない人たちで、自治会のステーションの横に同じようにかごを置いて、一緒に回収してもらおうという約束でやっているところもありますし、それぞれの地区でいろいろありますが、断ると聞いてびっくりしています。『自治会の住民として暮らしていた人のごみを出すな』なんて言う自治会長の顔が見てみたい。</p>
委員	<p>個人で出しているもので、一度に出す量は多くても2袋くらいだと思うんですけど</p>
会長	<p>収集の時間以外に出したっていうのは結構問題になるときもあるのですが、前日くらいならそんなにクレームは出ないと思うんですけど。</p>
委員	<p>なんとかごみを処分してきれいにしたいというのが望みですので。</p>
会長	<p>この件については自治会長さんに相談されるといいと思います。</p>
委員	<p>そういった方が何とかできるといいのですが。</p>
委員	<p>今の話はよく聞く話です。自治会に入っていない人が自治会のステーションに捨てられないで困っているという話です。ステーションは自治会が費用負担して作ってい</p>

	<p>るということもあって、自治会に入れば使えるけれど、入っていない人もいて、間に入るというか、非常に難しい問題だとは思いますが、何か対応ができないでしょうか。そう言った苦情とかはないでしょうか。</p>
事務局	<p>時々そういった話はあるので、直接搬入などをお願いしています。一時多量ごみと同じで、指定袋以外で搬入してもらい、費用負担もお願いしています。許可期間は通常1カ月のところ1年を通じて許可をしています。それほど人数はいなかったと思います。</p>
会長	<p>下有知地区などでは自治会に入っていない人が6割を切っていたかと思います。自治会に入っていない人がごみをどうしているかは、調べたらわかりますか。</p>
事務局	<p>ほとんどのところは、地元自治会のルールに従って使用させてもらっていると思います。地元自治会のステーションを使えないのはごくまれなケースだと思います。</p>
委員	<p>開発などで新たにたくさんの住宅ができた場合に新しいステーションを作ろうかという話もあると思いますが、基準の世帯数などはありますか。</p>
事務局	<p>基本的には40世帯以上の場合、新設を認めています。</p>
委員	<p>40世帯だとミニ開発などでは認められないのでは。6軒や8軒などのミニ開発もあると思いますが。</p>
事務局	<p>どうしてもステーションが遠かったり、危険だったりする場合には変則的に認めることはありますが、基本的には40世帯という基準でやっています。</p>
委員	<p>指定袋がたくさん残っている場合は、買い取りはしてくれるのですか。</p>
事務局	<p>買い取りは行っていません。期限がないので使っていたければと思います。</p>
委員	<p>先ほどの亡くなった方はたくさん袋を買っていて、それが使えないと無駄なお金になってしまう。</p>
事務局	<p>申し訳ないですが、有効期限はないので買い取りはしていません。</p>
委員	<p>せっかくあるのだから、有効に使えるようにしてほしい。</p>
事務局	<p>先ほどのステーション新設についてですが、ミニ開発などで意見照会があった際には、環境課からごみ出しについて地元の自治会としっかり話し合っ、例えば開発区域の中に大きくスペースを取って、もともとあった自治会のステーションを移設し、共同で運営するようなことを検討してもらえないかといったことを意見として出しています。</p>
委員	<p>先ほど出た下有知地区などではミニ開発で10軒家が建っても地元の自治会に入れてもらえなくて、ステーションが利用できない。40軒という基準ではとてもステーションが作れない。</p>
事務局	<p>各自治会の取り決めがあるので入れる・入れないについては何とも言えないですが、本来としては地元の自治会に入ってもらいたいと思います。</p>
会長	<p>細かい都合というのはどこの地区にもあるとおもいます。やっぱり地元の自治会としっかり話し合っ、細かい決め事をしてもらわないといけな。税金を払っているから権利があると言いますが、自治会とは別の問題です。地域の掃除が嫌だから自治会に入らないという方もそれなりにいます。ごみの回収だけはそういう問題じゃないので、各地区、自治会でしっかり話し合っ、もらいたいのが一番良いと思います。どこにも細かい問題はいっぱいあると思います。</p>

	他、よろしいでしょうか。
委員	小型家電回収にパソコンがあり、市では処理しないということですが、本来的にはどういった処理が正しいのですか。
事務局	<p>パソコンはパソコンリサイクル法というものがあり、処理料金は前払いで支払い済みになっています。メーカーに問い合わせると送付方法を教えてくれて、送付すれば処理してくれるというのが、本来の形です。</p> <p>ただ、小型家電の枠組みでもパソコンが処理できるので、小型家電の回収ボックスに入れていただいても処理ができます。ただし、今ほとんどないと思いますが、ブラウン管式モニターは小型家電では取り扱いができないのでメーカーに依頼してもらうこととなります。</p>
委員	小型家電の回収ですが、市役所の1階に回収ボックスがありますが、市役所にあまり来ない方や、関心がない方は燃やせないごみに入れてしまっているのではないかと思います。市役所にもって行けばただで処分できるんですよということをもっとPRをしていけば、リサイクルも進んで有効活用ができるのではないのでしょうか。
事務局	今は市役所と地域事務所で回収をしており、昨年度から市役所だけですが休日窓口でも受け取っています。おっしゃられるとおり、PR不足というところはあるかもしれないので、なにか考えていきたいと思っています。
委員	関連したことですが、市役所で集めた後はどのようなルートで流れているのでしょうか。私はリネットジャパンという会社で個人情報の処理などもできる会社で頼みましたが、パソコンなどは個人情報も残っている可能性があるのでは、信頼のおける会社なのか気になります。
事務局	愛知県にあるトヨキンという会社に有価物として引き取ってもらっています。小型家電の回収で国の認定をもっている会社です。
委員	リネットジャパンもタダで引き取ってもらえますよね。ダンボールももらえて。
事務局	そうですね。リネットジャパンさんとも市は協定を結んでいて、ごみカレンダーでも紹介させていただいています。
事務局	先ほどのPRの件にもからむのですが、カレンダーを見てもらうと色々な情報が書かれていて、『さんあ〜る』というスマホのアプリが紹介されていて、その中でもPRを行っています。登録件数がすくないので、もっとたくさんの方に使用してもらえると良いと思っています。
会長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p>それでは、続きまして、(2)第2次関市一般廃棄物処理基本計画の点検・評価について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議題(2)について説明。(資料2、3)</p> <p>基本指標について(前年度と比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日あたりごみ総排出量 やや減少</li> <li>・1人1日あたり家庭系ごみ排出量 やや減少</li> <li>・事業系ごみ発生量 やや減少</li> </ul> <p>ごみの全体は減っているが、家庭ごみはあまり変化がない。</p>

	<p>・生活排水処理率 やや向上(ほぼ横ばい) 下水道が普及しており、動きは少ない</p> <p>モニタ指標について (昨年度と比較)</p> <p>・資源化率 やや増加 民間回収 BOX の増加により令和 2 年度から紙類、古着類の収集を取止め、収集量、資源化率が減っているが、実態は民間回収 BOX でリサイクルされていると推測される。</p> <p>・最終処分量 やや増加 過去のデータでもごみの量と相関は無い。</p> <p>・市民 1 人あたりごみ処理費用 増加 クリーンプラザ中濃の施設改修が R14 年度に予定されていて、約 10 億円を一度には負担できないので昨年度から積立始めたため増加している。 その分がなければやや増加程度になる。</p> <p>・ごみ袋使用枚数 ほぼ横ばい。</p> <p>・資源回収団体数 減少 新型コロナウイルスの影響がのこり実施団体が少なかった。 5 類に分類が変更されたので、今後回復してくるのではないかと。</p> <p>令和 2 年度、令和 3 年度から引き続いてはコロナウイルスによる影響が非常に強く でた可能性が高く、この影響を排して施策の実施内容の評価を行うことは困難。 現在実施中の施策を継続していき、来年度以降に施策の評価を持ち越したい</p> <p>昨年度に実施した主な施策/本年度実施予定の主な施策の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じ広報を出すなど、力をいれている</li> <li>・資源を分別しやすい環境整備など引き続き実施している</li> <li>・事業所向けの広報文書の配布を始めた</li> <li>・今後の事業について検討していく</li> </ul> <p>昨年度提案があった CO2 相当温室効果ガス発生量でのごみ減量の効果の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処分場での温室効果ガスの発生量計算は、ごみの組成のプラスチックの割合に相関があり、ごみ発生量との相関が低くごみ削減効果の指標としては評価が難しい。</li> <li>・収集運搬は一部を委託しており、関市のごみ収集に使用した燃料の総量は集計が困難で、指標とするのは難しい</li> <li>・バイオディーゼル燃料の使用を試験的に始めるなど、温室効果ガス削減の取り組みは続けていくが、廃棄物減量等推進審議会ではなく、環境審議会で議論を進めたい。</li> </ul>
会長	議題 (2) について質疑、意見を求める。

委員	<p>CO2 相当温室効果ガス発生量に廃プラスチックの組成の相関が高いというのは大変勉強になった。バイオディーゼル燃料で温室効果ガスの削減にとりくむのは素晴らしいことなのでぜひ続けていってほしい。</p> <p>資料もわかりやすかった。</p> <p>ゼロカーボンシティ宣言をしているので、そういったところもどんどん PR されると良いと思います。</p> <p>1 人当たりごみ処理費用のところで、クリーンプラザ中濃の改修経費が組み込まれると高くなってしまいうところで、市民の方の努力がわからなくなってしまわないように、評価をしていただくと良いのではないかと思います。この金額というのはやはりインパクトがあると思うので、市民の皆さんの取り組みがわかるようにしていただくとよいかと思います。</p>
会長	ありがとうございました。
委員	私は管理指標がわかりにくいと思うのですが、ごみが減っているということでしょうか、その理由は何でしょうか。
事務局	今の管理指標でいいますと、事業系のごみが減っている分、ごみ全体としては減っているということになります。
会長	事業系のごみも回収ボックスに入れられますか。
事務局	事業系のごみも専用のごみ袋があるので、それを買っていただければステーションに出すことができます。
会長	資源の回収ボックスは、事業者の方も出すことができますか。
事務局	民間の資源回収ボックスは出すことができる場所も多いと思います。
会長	それならば、事業系のごみが減るということも理解できますね。
委員	人口が減ってきたことは影響があるのではないか。
事務局	ごみの総量という点ではそういう面もあると思います。
委員	総量で考えるとわかりにくいので、1 人当たり排出量で評価されているということですね。
事務局	そうですね。ただ人口の年齢層によってもごみの出方が変わると思います。今減っている若年層は活動量が多いので、この部分もごみの減り方に影響があるかもしれません。
委員	昨年度も伺ったかと思いますが、他市では剪定ごみをグリーンごみとして回収している例があったと思うのですが、ステーションで集めるようなことにも取り組んでほしい。
事務局	昨年度も伺って調べてはいるのですが、色々な課題があるので、検討を継続したいと思います。
委員	<p>リサイクルに使えるのであれば、ぜひ検討してもらいたい。</p> <p>下水道の普及率は 100%ですか。処理率は、下水道は通っているけどまだ入っていない人ということですか。</p>
事務局	生活排水の処理率というのは、全世帯の中で生活排水の処理ができていない世帯の率が残りの 2.3%ですので、そういう方もその中に含まれます。
委員	今はそういう人ばかりが残っているということですか。遠いところに家があるので



	そこまで下水道が来ていないとかは。
事務局	<p>以前は遠いところの家でも全部の家に下水道を引こうという考え方でしたが、今の市の考え方では、そうではなくて、そういう方は合併浄化槽で対応して頂こうということです。浄化槽を設置していただくのであれば、補助金もあります。</p> <p>下水道課に確認しないとはっきりとはわかりませんが、下水道の整備計画としては完了していると思います。</p>
会長	<p>下水道などにつながず、生活排水垂れ流しの方などで、学校などからおいがするなど問題になる方がいらっしゃると思うのですが、そういう方でもお金の問題などから下水道につながなさいとか強制できないですよ。個人の判断に任せるしかないのでしょうか。色々な問題も起きると思うし、迷惑に思う人もいます。</p>
事務局	<p>法律的にという言い方が悪いかもしれませんが、公共の水域に出すには浄化槽に入れるか、下水道なりに入れなくてはいけないという法律なのですが、色々な事情があるところなので、一概に100%法律違反とは言い切れないところがあります。</p>
会長	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>これにて、本日の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>議事進行にご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>進行を事務局に戻します。</p>
事務局	<p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>会長さんどうもご苦勞様でした。</p> <p>いただいたご意見については答申書としてとりまとめ、会長さんに確認していただいたうえで、市長へ答申させていただきます。</p> <p>以上で審議会を閉会させていただきます。</p>
	閉会